

令和 7 年度

長崎市財産の貸付け等の相手方の選定に係る審査会 評価基準

1 審査方法

審査会委員は、提案概要書等の書類審査及びプレゼンテーション審査（質疑含む）をもとに、各評価項目について採点（100点満点）を行う。また、次のとおり配点に応じた5段階評価を行う。

評価項目			着眼点	配点	評価欄					配点 中項目
大項目	中項目	小項目			優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る	
提案内容の評価	事業内容	事業の方向性	・提案事業が市の方針（総合計画等）に合致しているか。	10	10	8	6	4	2	40
		地域との交流	・地域住民との交流を図る提案になっているか。	10	10	8	6	4	2	
		地域活性化	・地域が抱える課題を解決できる提案になっているか。	20	20	16	12	8	4	
	事業計画	事業計画の実現性	・事業計画を履行できる事業費になっているか。 ・資金計画は適切か。 ・事業の実施に向けたスケジュールは適切か。 ・提案事業が実施可能な体制か。 ・周辺施設等との連携を行う場合、関係者との同意状況は適切か。	15	15	12	9	6	3	30
		事業計画の安定性・継続性	・事業の進捗や資金のリスク管理など、中長期的な安定した運営は可能か。 ・地域住民や利害関係者と親和性を持った計画になっているか。	15	15	12	9	6	3	
価格の評価	価格	買収価格による評価（事務局採点）	—	30	価格点＝（提案価格÷最高価格）×配点（30点）					30

※提案内容の評価における中項目について、審査会委員の採点の合計が、次の点数を満たさない事業者は選定しない。

事業内容・・・20点（＝配点40点×1/2）

事業計画・・・15点（＝配点30点×1/2）

（事業内容、事業計画いずれの点数も満たす必要があります。）

2 採点方法及び選定の基準

(1) 評価点については、審査を行った審査会委員の各評価項目（小項目）における採点の平均点（小数点以下第2位を四捨五入）の合計とする。（下表は採点の一例）

評価項目			委員採点					小項目点数	配点中項目
大項目	中項目	小項目	A氏	B氏	C氏	D氏	E氏	(委員採点の平均)	
提案内容の評価	事業内容	事業の方向性	10	8	10	8	2	<u>7.6</u>	26.8
		地域との交流	10	8	2	2	2	<u>4.8</u>	
		地域活性化	20	16	16	12	8	<u>14.4</u>	
	事業計画	事業計画の実現性	12	12	6	6	9	<u>9.0</u>	13.2
		事業計画の安定性・継続性	3	6	6	3	3	<u>4.2</u>	
価格の評価	価格	買収価格による評価	事務局評価					<u>30.0</u>	30.0

(2) 評価項目の大項目のうち「価格の評価」については、価格点として買収価格による事務局採点を行う。価格点の採点方法は「提案価格÷最高価格」×配点（30点）とする。

例) A者：（最高価格提示者）500万円 B者：450万円 C者：430万円の場合

A者の価格点：(500万円÷500万円)×30点＝30.0点

B者の価格点：(450万円÷500万円)×30点＝27.0点

C者の価格点：(430万円÷500万円)×30点＝25.8点

(3) 中項目の点数は(1)で算出した小項目の点数の合計とし、中項目のそれぞれの合計点数が配点の1/2未満の事業者は、売却の相手方として選定しない。（価格を除く。）

①事業内容・・・20点未満（＝配点40点×1/2）

②事業計画・・・15点未満（＝配点30点×1/2）

例) 上記採点の場合、②事業計画の点数が15点未満であるため、売却の相手方として選定しない。